

あい・パワーファンド

愛称：iパワー

追加型投信／内外／その他資産(通貨)

投資信託説明書(交付目論見書)

(訂正事項分)

2019年9月17日

本紙は、「あい・パワーファンド」の投資信託説明書(交付目論見書(2019.4.8))の訂正事項を記載したものです。投資家の皆様におかれましては、お手数ではございますが、同投資信託説明書(交付目論見書)の該当部分を本紙に従い読替くださいますようお願い申し上げます。

本紙は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書を訂正するものです。

この目論見書により行う「あい・パワーファンド」の募集については、発行者であるあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2019年3月22日に関東財務局長に提出しており、2019年4月7日にその届出の効力が生じています。また、委託会社は、同法第7条の規定により、当該訂正事項に係る有価証券届出書の訂正届出書を、2019年9月17日に関東財務局長に提出しております。

- ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

<照会先>あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

インターネットホームページ：www.igam.co.jp/

お客様デスク：03-6230-9011(受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時)

ご購入に際しては、本紙の内容を十分にお読みください。

1. 投資信託説明書(交付目論見書)の訂正理由

「あい・パワーファンド」投資信託説明書(交付目論見書(2019.4.8))の記載事項のうち訂正すべき事項が発生しましたので、これを訂正するものです。

2. 訂正の内容

訂正後の内容を記載しております。下線部____は訂正箇所を示しています。

表紙

■ 委託会社<ファンドの運用の指図を行う者>

<中略>

ホームページ：www.igam.co.jp/

1項

委託会社の情報

<前略>

運用する投資信託財産の 合計純資産総額

43億7,456万円(2019年8月末現在)

12頁

手続・手数料等

お申込みメモ

公 告

原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (www.igam.co.jp/) に掲載します。

13 頁

■ 手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

◆ ファンドの費用

運用管理費用 (信託報酬)	<前略>			
	当ファンド	年2.214% ^{*1}	(税抜 年2.050%)	
	配分	委託会社	年1.080% ^{*1} ~1.620% ^{*1}	(税抜 年1.000%~1.500%)
		販売会社	年0.540% ^{*1} ~1.080% ^{*1}	(税抜 年0.500%~1.000%)
		受託会社	年0.054% ^{*1}	(税抜 年0.050%)
	<中略>			
	<p>なお、委託会社および販売会社への配分比率は、販売会社毎に、当ファンドの取扱残高の額によって異なります。詳細は下記の通りです。</p>			
	取扱残高 (販売会社毎)	配分		
		委託会社	販売会社	
	10億円以下	1.620% ^{*3} (税抜1.500%)	0.540% ^{*3} (税抜0.500%)	
10億円超30億円以下	1.350% ^{*3} (税抜1.250%)	0.810% ^{*3} (税抜0.750%)		
30億円超100億円以下	1.215% ^{*3} (税抜1.125%)	0.945% ^{*3} (税抜0.875%)		
100億円超	1.080% ^{*3} (税抜1.000%)	1.080% ^{*3} (税抜1.000%)		
<中略>				
<p>*1 2019年10月1日以降、消費税率が10%となった場合は、2.214%は2.255%に、<u>1.080%は1.100%に</u>、1.620%は1.650%に、0.540%は0.550%に、0.054%は0.055%になります。</p>				
<p>*2 <中略></p>				
<p>*3 2019年10月1日以降、消費税率が10%となった場合は、1.620%は1.650%に、<u>1.350%は1.375%に</u>、1.215%は1.2375%に、1.080%は1.100%に、0.540%は0.550%に、0.810%は0.825%に、0.945%は0.9625%になります。</p>				

以上

あい・パワーファンド

追加型投信/内外/その他資産(通貨)

愛称: **i パワー**



※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

i あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

■ 委託会社 < ファンドの運用の指図を行う者 >

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第414号
ホームページ: <http://www.igam.co.jp/>
お客様デスク: 03-6230-9011

(受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時)

■ 受託会社 < ファンドの財産の保管および管理を行う者 >

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されています。

商 品 分 類			属 性 区 分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	その他資産 (通貨)	その他資産 (投資信託証券(通貨))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

委託会社の情報

委 託 会 社 名	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1999年9月17日
資 本 金	3億3,000万円(2019年3月26日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	31億6,619万円(2019年1月末現在)

- ・この目論見書により行う「あい・パワーファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年3月22日に関東財務局長に提出しており、2019年4月7日にその届出の効力が生じています。
- ・投資信託説明書(請求目論見書)については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておくようにしてください。
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ・ファンドの信託財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

主として先進国通貨の外国為替証拠金取引に実質的に投資を行うことにより、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色



1 外国為替証拠金取引を主な投資対象とします。

- ・先進国通貨(円、米ドル、ユーロ、英ポンドなど)の外国為替証拠金取引に実質的に投資します。
 - ・運用会社グループが独自に開発したシステムティック取引モデルに基づいて運用を行います。
 - ・用いられる運用戦略は、スポット裁定取引戦略です。
 - ・為替市場の方向性による影響の低減を図るため、同一投資対象の売りと買いを組合せることを基本とします。
- ※「外国為替証拠金取引」の詳細については後述の解説を参照ください。



2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

- ・投資に当たっては、信託約款に定める「別に定める投資信託証券(「指定投資信託証券」という場合があります。)」の中から選択した投資信託に投資を行います。
- ・有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券(当ファンドが投資可能な投資信託証券)は以下の通りです。

Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio	ケイマン籍外国投資信託 (円建) 運用会社: STI JP Limited	主要 投資対象
ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	国内籍投資信託 委託会社: あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社	

▶ STI JP Limited(運用会社)について

「Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio」新規設定に伴い設立された、当該ファンド専任運用会社です。STI Financial Group が持つ運用手法に基づき運用を行います。

▶ STI Financial Group(運用会社グループ)について

2005年の設立以降、香港を本拠点とし多様な資産運用サービスを提供している金融グループです。グループの運用資産総額は約13億米ドル(約1,443億円)*です。

*2018年12月末現在。米ドルの円貨換算は、2018年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.00円)によります。

※上記2社を併せて、以下「STI社」といいます。



3 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。

- ・実質的に投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。したがって、当ファンドの基準価額および分配金は、円と外国通貨との為替相場の変動の影響を受けます。
- ・外国為替証拠金取引において、円資産で差入れられる証拠金については、外貨の対円為替変動の影響を受けません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ形式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組で、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



※ケイマン籍円建外国投資信託「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」を主要投資対象とし、高位組入を維持することを基本とします。

※投資対象ファンドについては、見直しを行う場合があります。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■ 配分方針

毎年5月17日および11月17日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向・残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※運用状況により分配金額は変動します。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

運用戦略の特徴

スポット裁定取引戦略

1

運用会社グループが独自に開発したシステムティック取引モデルに基づき運用を行います。

2

システムが常時対象市場を観測し、より安定的な収益機会を捉え、瞬時に取引を執行します。

3

同一銘柄（通貨ペア）の買いと売りを同時に同単位で行うことにより、相場の方向性による影響を受けにくくします。

投資

外国為替証拠金取引

米ドル
-
円

ユーロ
-
米ドル

英ポンド
-
ユーロ

英ポンド
-
米ドル

その他
通貨
ペア

外国為替証拠金取引

投資額の一部額を予め証拠金として差入れることにより外国為替投資を行うことができる仕組みです。投資額の総額を授受する必要はなく、決済差金の授受のみを行います。

つまり、少額の資金でその何倍もの売買取引を行うことができます。（これを「レバレッジ」といいます。）
また、証拠金と異なる通貨の売買が可能なので、例えば、証拠金を円で差入れて米ドル買・ユーロ売といった取引を行うこともできます。

スポット取引

外国為替市場において「スポット取引」とは、通貨売買契約日（約定日）の翌々営業日までに決済を行う取引のことで、「直物取引」ともいいます。最も基本的な外国為替取引です。

特定の取引所で集中取引されている訳ではなく、世界のあらゆる場所で多数の参加者によって相対取引されています。

*新興国通貨などの場合、決済が翌々営業日より遅くなる場合があります。

ファンドの目的・特色

■ スポット裁定取引戦略の仕組

下表は、米ドル-円スポット取引のある時点の状況を切り取ったイメージです。
取引業者がそれぞれに買値・売値を提示するので、「米ドル-円スポット」という1つの銘柄が、同じ瞬間に、異なる複数の値で売買されます。

そうすると時には、例えば
1米ドル*を
「106.54円で買います」
という提示と
「106.51円で売ります」
という提示が
同時に現れることがあります。

*以下いずれも1米ドル当たりの
価格(円)です。

ここで即座に、
「106.54円で買います」
という業者に売注文*を出し、
同時に
「106.51円で売ります」
という業者に買注文*を出します。

* 売りと買いは同単位です。

106.54円での売りと
106.51円での買いが
同時約定された時点で、
0.03円の利益が固定された
こととなります。

同時に、上記の売りと買いの持ち高が通算されます。
その結果、持ち高は消え、確定利益として0.03円が
残ります。

※取引に係る費用等は考慮していません。

※実際の取引執行に際しては、急激な価格や流動性の変動により、意図した価格による取引ができない場合、あるいは売り買いの何れかのみ約定成立する場合があります。

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	B	106.54	106.55
米ドル - 円 スポット	C	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	D	106.52	106.55
米ドル - 円 スポット	E	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	F	106.50	106.51
米ドル - 円 スポット	G	106.50	106.52
米ドル - 円 スポット	H	106.51	106.54
米ドル - 円 スポット	G	106.50	106.52
米ドル - 円 スポット	H	106.51	106.54

裁定機会
発見

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A		
米ドル - 円 スポット	B	106.54	
米ドル - 円 スポット	C		
米ドル - 円 スポット	D		
米ドル - 円 スポット	E		
米ドル - 円 スポット	F		106.51
米ドル - 円 スポット	G		
米ドル - 円 スポット	H		
米ドル - 円 スポット	G		
米ドル - 円 スポット	H		

売買
同時発注

米ドル - 円 スポット	売り約定	106.54 円
米ドル - 円 スポット	買い約定	106.51 円
価格差固定		0.03 円

売買
同時約定

利益実現	0.03 円
------	--------

利益実現

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドの目的・特色

市場動向とスポット裁定取引戦略

この為替相場が 円高米ドル安 あるいは 円安米ドル高に動いたとすると…

円高・ドル安方向

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A	95.01	95.04
米ドル - 円 スポット	B	94.99	95.01
米ドル - 円 スポット	C	95.01	95.03
米ドル - 円 スポット	D	95.02	95.05
米ドル - 円 スポット	E	95.00	95.03
米ドル - 円 スポット	F	94.99	95.04
米ドル - 円 スポット	G	95.05	95.06
米ドル - 円 スポット	H	95.02	95.04
米ドル - 円 スポット	G	94.98	95.00
米ドル - 円 スポット	H	95.02	95.06

価格差固定 0.05

円安・ドル高方向

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A	122.11	122.13
米ドル - 円 スポット	B	122.09	122.11
米ドル - 円 スポット	C	122.11	122.15
米ドル - 円 スポット	D	122.12	122.16
米ドル - 円 スポット	E	122.09	122.12
米ドル - 円 スポット	F	122.15	122.16
米ドル - 円 スポット	G	122.12	122.12
米ドル - 円 スポット	H	122.13	122.14
米ドル - 円 スポット	G	122.10	122.12
米ドル - 円 スポット	H	122.11	122.14

価格差固定 0.04



このように、為替相場の水準や方向性ではなく、上記のような価格差(裁定の機会)が生じるかどうかで収益確保の決め手になります。

以上は米ドル-円の例ですが、他の通貨ペアでも同様に裁定機会を見出すことが可能です。当戦略においては、取引量の多い通貨ペアを選んで投資します。



当戦略においては、収益機会は市場全体の方向性にほとんど左右されません。それよりも、「**いかに裁定機会を捉えるか**」の能力が、運用の巧拙を決定することになります。



当戦略においては、STI社のシステムが、広範な対象市場における値動きを常時観測し、裁定機会を発見し、瞬時に取引注文を実行します。一連の投資プロセスは**全てシステムにより自動観測・自動執行されています**。



当戦略において、取引対象は24時間動き続ける為替市場の複数の通貨ペア(例:米ドル対円、ユーロ対米ドル)、複数の取引業者にまたがり、かつ市場の価格変化が高速であるため、この投資プロセスをシステムを用いた自動執行によらずに実行することは困難です。STI社は、その独自のシステムを活用することで、**高度な裁定取引能力を発揮しています**。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

運用会社グループ紹介

STIフィナンシャル・グループ (STI Financial Group) について

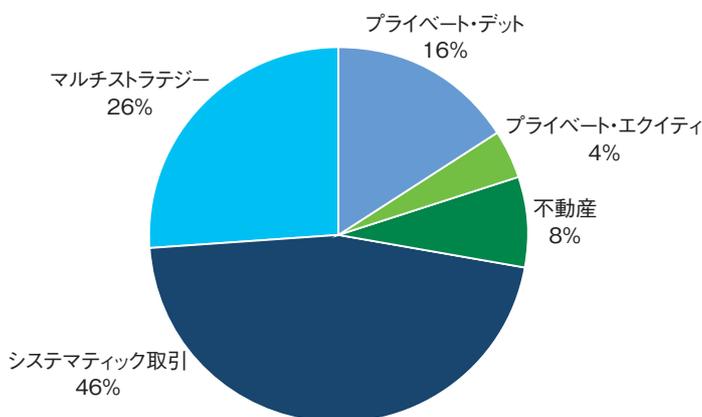
概要

- 2005年の設立以降、アジア地域に特化した、多様な運用サービスを提供しています。
- 香港拠点を中心にビジネスを展開させており、香港、台北、ロサンゼルス、東京といった各拠点にも運用プロフェッショナルを配置しています。
- システマティック取引戦略のみならず、不動産、未公開株式、融資などを投資対象とした運用を行っています。
- 10年超の期間において良好な運用実績を実現させています。グレーター・チャイナ地域の富裕層個人投資家および法人投資家の資金、総額約13億米ドルの資産を運用しています。
- 投資顧問会社、取引先法人等と強固なネットワークを構築し、その専門的見解・情報を得ています。

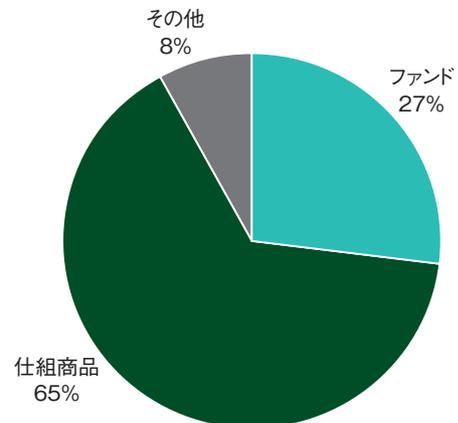
提供している運用プラットフォーム

投資ファンド	仕組商品	個別仕様ソリューション
プライベート・エクイティ	プライベート・デット	不動産
ベンチャー・キャピタル	ミドル・マーケット融資	開発
グロース・キャピタル	有担保ファイナンス	買収・譲渡
レバレッジド・バイアウト	スペシャル・シチュエーション	デット
スペシャル・シチュエーション		資産管理
ファンド・オブ・ファンズ		
		システマティック取引
		為替スポット裁定取引
		統計手法裁定取引
		トレンド・フォロー取引

運用戦略別残高内訳



プラットフォーム別



上記いずれも2018年12月末時点

特徴・優位性

多様なバックグラウンドを持つ人材で構成された専門家集団

良好かつ確固とした運用成績

多様かつ多数の投資家により選ばれた実績

投資家毎の運用目標に沿って提供される運用戦略・投資手段

卓越したテクノロジー知識を利用した調査・分析

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

- ・当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて相場変動のある外国為替証拠金取引などに実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。
- ・したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- ・信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金と異なります。

システム運用に係るリスク	当ファンドは、基本的にシステムによる自動取引で運用を行っています。そのため、当該システムやコンピューター・ネットワークに係る不具合、障害あるいは事故等が発生すると、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなる可能性があります。当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
取引執行リスク	市場の状況あるいは注文の内容によっては、市場で表示される売りまたは買いの提示価格とは異なる価格で約定が成立する場合があります。これにより収益機会を成立させる条件が失われ、想定していた収益機会を逸する可能性、あるいは損失が発生する可能性があります。
裁定取引に伴うリスク	スポット裁定取引戦略においては、同一投資対象の売りと買い両方の取引を同時に同単位で成立させることを基本としますが、市場の状況等によっては売りまたは買いのいずれかの取引のみが成立する場合や、売りと買いの約定単位が異なる場合があります。これにより収益機会を成立させる条件が失われ、想定していた収益機会を逸する可能性、あるいは損失が発生する可能性があります。
ブローカーの信用リスク	取引先ブローカーの信用状況が悪化することにより、売買取引、決済、あるいは預託金返還等が困難になる可能性があります。その場合、想定した取引を行うことが出来ず、損失が発生し、基準価額の下落要因となることがあります。
為替変動リスク	一般的に、外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。
レバレッジ・リスク	証拠金取引では、少額の投資資金（証拠金）を差入れることによりその何倍もの取引を行うことが可能です。一般的に、証拠金額に比した取引額（レバレッジ）を大きくすれば、相場の変動が小幅であっても、利益または損失が短期間に大きくなる可能性が高まります。
利益相反リスク	当ファンドが投資する投資信託証券（以下「当対象ファンド」）の運用会社およびその関連会社（以下「運用会社等」）は、当対象ファンドに係る以外の事業活動に従事し、当対象ファンドの顧客以外の顧客（以下「他顧客」）の口座を管理することができます。この場合に、他顧客のために行われる取引が、当対象ファンドの投資対象資産の価格等に影響を与え、当対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。また、当該運用会社等は、当対象ファンドのそれに類する、あるいは異なる運用戦略および業務サービスを、当対象ファンド以外のファンド等に提供することができます。その結果、運用会社等は、運用時間、業務および機能を全顧客間に配分する場合に利益相反となる可能性があります。 また、当ファンドの委託会社の関連会社は、当対象ファンドの運用に係る業務サービスを提供することができます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用しており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替えや組入比率の変更が、結果としてファンドの基準価額下落の原因となる場合があります。
- 一部解約金の支払資金を手当てするために、当ファンドが投資する投資信託証券において、組入れている資産等を大量に売却あるいは反対売買する場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、組入資産等を当初期待された価格で売却あるいは反対売買できないことがあり、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 換金請求額が多額な場合、解約制限が設けられている「Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio」において解約請求の受付が中止・取消または延期された場合には、換金のお申込みの受付を中止すること、既に受付けた換金のお申込の受付・約定を取消すること、および換金代金の支払を延期することがあります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金(解約)申込の受付を取消す場合があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

- 運用リスク管理および運用ガイドラインなどの遵守状況のモニタリング、運用状況の分析・評価に関しては、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が行っています。
- コンプライアンス・リスク管理部は、運用上必要な措置等についてコンプライアンス・リスク委員会へ報告し、コンプライアンス・リスク委員会は、必要に応じ投資委員会へ勧告を行います。これらの部署および委員会は、適切な運用・リスク管理体制が維持されるように努めています。

※上記体制は、有価証券届出書提出日現在の内容であり、今後変更となる場合があります。

投資リスク

(参考情報)

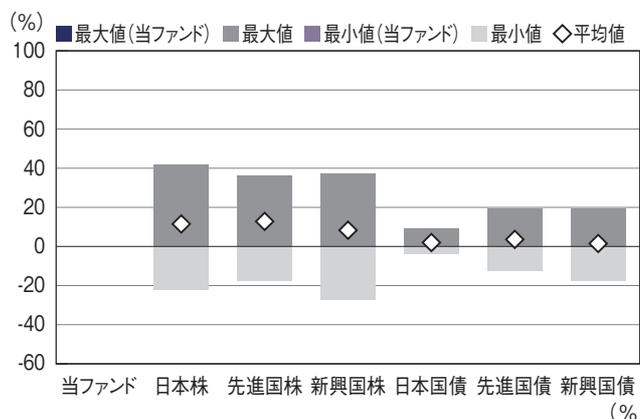
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは2019年4月23日に運用を開始する予定であり、表示に必要とする年間騰落率及び分配金再投資基準価額のデータはありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2014年2月末～2019年1月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	-	41.9	36.2	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	-	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	-	11.5	12.8	8.3	2.0	3.6	1.5

*2014年2月から2019年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。
*当ファンドは2019年4月23日に運用を開始する予定であり、表示に必要とする年間騰落率のデータはありません。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI 国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに当社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

■ 基準価額・純資産総額の推移

当ファンドは2019年4月23日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

■ 分配の推移

当ファンドは2019年4月23日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

■ 主要な資産の状況

当ファンドは2019年4月23日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドは2019年4月23日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。
当ファンドには、ベンチマークはありません。

最新の運用状況は、表紙に記載する委託会社のホームページで開示する予定です。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	当初申込期間 1口あたり1円 継続申込期間 購入申込日の翌営業日の基準価額(1万口あたりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払ください。
換金単位	1口単位(販売会社により異なる場合があります。)
換金価額	換金(解約)申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。
換金代金	原則として換金(解約)申込受付日から起算して8営業日目からお支払します。
購入・換金申込締切時間	原則として、午後3時まで販売会社が受付けた分を、当日のお申込分とします。
購入の申込期間	当初申込期間 2019年4月8日から2019年4月22日まで 継続申込期間 2019年4月23日から2020年5月18日まで (期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
購入・換金申込不可日	以下の条件に該当する日においては、購入および換金(解約)のお申込ができません。 ● 香港もしくはケイマンの銀行休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金(解約)請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消	換金請求額が多額な場合、解約制限が設けられている「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」において解約請求の受付が中止・取消または延期された場合には、換金のお申込の受付を中止すること、既に受付けた換金のお申込の受付・約定を取消すること、および換金代金の支払を延期することがあります。 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金(解約)申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として2029年5月17日までです。(2019年4月23日設定)
繰上償還	委託会社は、主要投資対象ファンドが存続しないこととなった場合は、この信託を終了(繰上償還)させます。 また、次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託終了させること(繰上償還)ができます。 ● 受益権の口数が5億口を下回るようになった場合 ● 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ● やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年5月および11月の各17日(休業日の場合は翌営業日) ただし、第1計算期間は、2019年4月23日から2019年11月18日までです。
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.igam.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎年5月と11月の決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。

手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

◆ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口につき1円)に 5.40%*(税抜5.00%)を上限 として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。 *2019年10月1日以降、消費税率が10%となった場合は、 5.50% となります。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。															
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 1.00% の率を乗じて得た額とします。															
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年2.214%*1(税抜 年2.050%) の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は毎日計上され、毎計算期間末日または信託終了のときに、信託財産から支払われます。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">当ファンド</th> <th>年2.214%*1 (税抜 年2.050%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年1.620%*1 (税抜 年1.500%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.540%*1 (税抜 年0.500%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.054%*1 (税抜 年0.050%)</td> </tr> <tr> <td>投資対象とする投資信託証券</td> <td>年1.911% (税抜 年1.910%)程度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実質的な負担*2</td> <td>年4.125% (税抜 年3.960%)程度</td> </tr> </tbody> </table>	当ファンド		年2.214%*1 (税抜 年2.050%)	配分	委託会社	年1.620%*1 (税抜 年1.500%)	販売会社	年0.540%*1 (税抜 年0.500%)	受託会社	年0.054%*1 (税抜 年0.050%)	投資対象とする投資信託証券	年1.911% (税抜 年1.910%)程度	実質的な負担*2		年4.125% (税抜 年3.960%)程度
	当ファンド		年2.214%*1 (税抜 年2.050%)													
	配分	委託会社	年1.620%*1 (税抜 年1.500%)													
		販売会社	年0.540%*1 (税抜 年0.500%)													
受託会社		年0.054%*1 (税抜 年0.050%)														
投資対象とする投資信託証券		年1.911% (税抜 年1.910%)程度														
実質的な負担*2		年4.125% (税抜 年3.960%)程度														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">役務の内容</th> <th>委託会社</th> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>販売会社</th> <td>運用報告書など各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <th>受託会社</th> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>	役務の内容	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価									
役務の内容		委託会社	委託した資金の運用の対価													
		販売会社	運用報告書など各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価													
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価														
<p>*1 2019年10月1日以降、消費税率が10%となった場合は、2.214%は2.255%に、1.620%は1.650%に、0.540%は0.550%に、0.054%は0.055%になります。</p> <p>*2 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬について算出したものです。</p>																
実績報酬	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用の実績に応じて実績報酬が発生します。 ● 当該実績報酬は、計算期間を通じて毎日、前営業日の基準価額(1万口あたり)がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に21.6%*(税抜20.0%)の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額を計上します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{実績報酬} = (\text{前営業日の基準価額} - \text{ハイ・ウォーター・マーク}) \times 21.6\%$ </div> <p>*2019年10月1日以降、消費税率が10%となった場合は、22.0%となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハイ・ウォーター・マークの算出 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設定日から第1計算期末まで</th> <th>10,000円(10,000口あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上記以降毎計算期末において、当該基準価額がその時点のハイ・ウォーター・マークを</td> <td>上回った場合</td> <td>翌日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。</td> </tr> <tr> <td>下回った場合</td> <td>ハイ・ウォーター・マークは、変更されません。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該実績報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えている場合に限り、信託財産中から委託会社に支弁するものとします。 ● 期中に一部解約が行われた場合、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬は、上述の基準価額の水準に係わず支払われます。 ● 実績報酬は、ファンドの運用実績に応じて委託会社および販売会社が受取る対価で、配分比率は各50%とします。 ● 決算時に分配が行われる場合、ハイ・ウォーター・マークは分配金額を控除した価額に調整されます。 ● 留意点: 毎日の基準価額は、前営業日の実績報酬が費用計上された後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に実績報酬が差引かれるものではありません。 実績報酬は、期末毎にファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されていますので、更に実績報酬が差引かれるものではありません。 	設定日から第1計算期末まで		10,000円(10,000口あたり)	上記以降毎計算期末において、当該基準価額がその時点のハイ・ウォーター・マークを	上回った場合	翌日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。	下回った場合	ハイ・ウォーター・マークは、変更されません。							
	設定日から第1計算期末まで		10,000円(10,000口あたり)													
	上記以降毎計算期末において、当該基準価額がその時点のハイ・ウォーター・マークを	上回った場合	翌日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。													
下回った場合		ハイ・ウォーター・マークは、変更されません。														

手続・手数料等

<p>その他の費用・手数料</p>	<p>諸費用として、以下の費用等が信託財産から支払われます。ただし、これらの費用の内、当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産額に対して年率0.216%*(税抜0.200%)を上限とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 組入有価証券取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等) ● 信託財産に関する租税 ● 監査費用 ● 計理およびこれに付随する業務に係る費用 ● 目論見書等の作成および交付に係る費用 ● 運用報告書の作成および交付に係る費用 ● 公告に係る費用 ● 法律顧問および税務顧問に係る報酬および費用等 <p>なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。</p> <p>*2019年10月1日以降、消費税率が10%となった場合は、0.220%となります。</p> <p>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</p> <p>※これらの費用等は、運用の状況等により変動するため、一部を除き料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。</p>
-------------------	---

◆税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税* 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税* 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

*所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度「(愛称：ジュニアNISA)」をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2019年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio
ファンド形態	会社型ケイマン籍円建外国投資信託
主要投資対象	外国為替証拠金取引
運用の基本方針	①先進国通貨の外国為替証拠金取引に主に投資します。 ②運用に当たっては、スポット裁定取引戦略を用います。 ③独自の取引モデルに基づき、自動取引を行います。
投資方針・特色	①原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ②円資産で差入れられる証拠金については、外貨の対円為替変動の影響を受けません。 ③市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
管理報酬等	管理報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率 2.00%の率を乗じて得た額とします。 その他、信託事務の処理に関する諸費用、信託財産に関する租税、および信託財産の監査に要する費用などがかかります。
実績報酬	ありません。
事務管理 代行会社	Maples Fund Services (Cayman) Limited ※Maples Fund Services (Asia) Limitedに業務を委託しています。
運用会社	STI JP Limited

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ④ AA 格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑤市場動向、資金動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.216%*（税抜年 0.200%）の率を乗じて得た額とします。 *2019年10月1日以降、消費税率が10%となった場合は、0.220%となります。
委託会社	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社

※上記は、有価証券届出書提出日現在の内容であり、今後変更となる場合があります。

i **i Global Asset Management Co., Ltd.**